

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月2日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「令和4年度及び令和5年4月1日」を「令和4年度以降」に、「、令和4年」を「、令和5年」に改め、「被保険者」の次に「、及び平成26年までに指定が解除された区域に被災時に住居を有していた被保険者」を加え、同項第6号中「、避難若しくは」を「避難若しくは」に改め、「された区域」の次に「又は令和4年度以降に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域」を加え、「該当しない世帯に属するものに限る」を「該当する被保険者、及び平成26年までに指定が解除された区域に被災時に住居を有していた被保険者を除く」に改め、同項第7号及び第8号中「もの」の次に「（平成26年までに指定が解除された区域に被災時に住居を有していた被保険者を除く。）」を加え、同項第9号中「令和4年度及び令和5年4月1日に」を「令和5年4月2日以降令和5年度までに」に、「葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部」を「飯館村の一部及び富岡町の一部」に改める。

別表第2条第1項第5号に該当する者の項対象保険料額の欄中「令和5年度」を「令和6年度」に、「令和6年」を「令和7年」に改め、同表第

2 条第 1 項第 6 号に該当する者の項減免の額の欄中「平成26年まで」を「平成27年」に改め、同項対象保険料額の欄中「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 6 年」を「令和 7 年」に改め、同表第 2 条第 1 項第 7 号に該当する者の項減免の額の欄中「平成26年まで」を「平成27年」に改め、同項対象保険料額の欄中「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 6 年」を「令和 7 年」に改め、同表第 2 条第 1 項第 8 号に該当する者の項減免の額の欄中「平成26年まで」を「平成27年」に改め、同項対象保険料額の欄中「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 6 年」を「令和 7 年」に改め、同表第 2 条第 1 項第 9 号に該当する者の項対象保険料額の欄中「令和 5 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 6 年」を「令和 7 年」に、「令和 5 年」を「令和 6 年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の規定は、令和 7 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する令和 6 年度保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。